

野々市市監査公表第 19 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、野々市市教育委員会教育長から定期監査（現地監査）の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 23 日

野々市市監査委員 小 松 靖 典
野々市市監査委員 大 東 和 美

- 1 定期監査の実施年月日 令和 3 年 1 月 12 日（火）、令和 3 年 1 月 13 日（水）
- 2 定期監査の結果報告書の提出年月日 令和 3 年 1 月 25 日（月）
- 3 措置通知があった年月日 令和 3 年 3 月 22 日（月）
- 4 措置を講じた部局 教育総務課、学校教育課
- 5 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（意見）	措置の内容
事務管理 文書の処理について組織の意思決定がされたことが明らかになるように、教育委員会と協議のうえで統一した起案様式を用いることが望ましい。	起案様式の統一化については、教職員の業務負担が過度に増大しないよう配慮しながら、学校と協議のうえ検討して参ります。

野々市市監査公表第 20 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、野々市市教育委員会教育長から定期監査（現地監査）の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 23 日

野々市市監査委員 小 松 靖 典
野々市市監査委員 大 東 和 美

- 1 定期監査の実施年月日 令和 3 年 1 月 12 日（火）、令和 3 年 1 月 13 日（水）
- 2 定期監査の結果報告書の提出年月日 令和 3 年 1 月 25 日（月）
- 3 措置通知があった年月日 令和 3 年 3 月 22 日（月）
- 4 措置を講じた部局 教育総務課
- 5 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（意見）	措置の内容
滞納整理事務 未納の給食費の徴収は、未納額が大きくないうちに保護者に催告をされるように努めていただきたい。	給食費を滞納している保護者へは、早めに、納付方法を相談するなどして、滞納解消に向けて努めて参ります。